

令和 7 年度 医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

公共交通利用者の減少や運転士不足の深刻化により、交通事業者のみでは、公共交通を維持することが困難であり、民営バス路線の減便・廃線が避けられない状況である。これからの公共交通は、地域ごとの交通サービスに対する需要の変化をとらえ、新技術・システムを積極的に導入し、社会状況に対応した持続可能な新しい交通体系に替えることが必要である。

都市部においては、誰もが移動しやすいまちづくりを目指すため、新たな交通サービスが必要と考える。既存の公共交通を活かしながら、新たな交通サービスを民間事業者が担い、移動手段の選択肢を増やし、医療福祉施設等へアクセスしやすく利便性の高い都市部の暮らし方の実現を目指す。

そのために本業務では、地区内の企業等（移動の目的地として受益する医療機関・商業施設等）から協賛金を募る新しいビジネスモデルによる移動サービス（AI オンデマンド交通）を、官民共創による社会全体の力で構築することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 都都交委第 512 号 医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務

(2) 業務内容

別紙「医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。ただし、仕様書は現時点での暫定的なものであり、最優先候補者の企画提案内容等に応じて市と協議して最終決定します。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限金額

35,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）を提案金額の上限とする。

（委託業務の実施に要する一切の費用の上限を 40,000,000 円とする。）

（受注者が得る運賃・協賛金収入を 5,000,000 円と推定する。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えたものは失格とする。

(5) 支払方法

事前準備に要する費用は現年度支払い（上限 4,500,000 円）

運行開始後に要する費用は業務完了後に支払い（上限 30,500,000 円）

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を静岡交通圏において有する交通事業者又は交通事業者を含む事業者グループであること。
- 注1）オンデマンド交通の運行にあたっては、通常、道路運送法第4条に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となるが、今回の実証業務においては、道路運送法第21条に基づく実証実験として申請することを想定している。
- 注2）事業者グループで参加する場合は、代表事業者を定めて応募すること。なお、グループ内のすべての事業者は、別途、単独又は他の事業者グループの構成員として応募することができない。
- (7) AI オンデマンド交通システム（AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム）を用いた運行が可能であること。
- ※事業者グループとして参加する場合、グループ内のすべての事業者が（1）～（5）の参加資格を有する必要がある。

4 審査スケジュール

審査に係るスケジュールは下表のとおりです。それぞれの内容の詳細については5～9に記載してありますので参照してください。

内容	期間	注意事項
質問受付	令和7年10月27日(月)17時まで	様式6を使用してください。
質問に対する回答	令和7年10月31日(金)	
プロポーザル参加表明書の提出	令和7年11月5日(水)17時まで	様式1を使用してください。
参加辞退届	令和7年11月12日(水)17時まで	参加を辞退する場合のみ、様式7を提出してください。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和7年11月17日(月) 17時まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市都市局都市計画部交通政策課（静岡市役所静岡庁舎 新館7階）
プレゼンテーションの実施	令和7年11月25日(火)	開始時刻と会場は別途お知らせします。
審査結果の通知	令和7年11月28日(金)以降	プレゼンテーションの参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和7年12月2日(火)17時まで	
説明要求に対する回答	令和7年12月5日(金)15時まで	

5 参加表明・参加辞退について

(1) 参加表明

企画提案書（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）の提出にあたり、事前（11月5日（水）17時まで）にプロポーザル参加表明書【様式1】を事務局電子メールあてに提出してください。事業者グループで参加予定の場合は代表事業者となる予定の者からのみ提出してください。

電子メールの件名は 【参加表明】医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務（事業者名）に統一してください。

プロポーザル参加表明書【様式1】の提出のない者はプロポーザルに参加できません。

(2) 参加辞退

参加表明書提出後、何らかの理由により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加表明書の提出者と同じ者が期日までに参加辞退届【様式7】を事務局電子メールあてに提出してください。

電子メールの件名は 【参加辞退】医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務（事業者名）に統一してください。

6 企画提案書提出時の提出書類等

次の書類を事務局あて郵送又は持参してください。

- (1) プロポーザル参加申請書【様式2】（1部）
- (2) 会社概要書【様式3】（1部）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】（1部）
- (4) 商業登記簿謄本（1部）※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書（直近3年度分）（1部）※コピー可
- (6) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（1部）その3又はその3の3
 - ② 市民税納税証明書（直近5年度分：1部ずつ）
- (7) 企画提案書（紙・データ）【様式5】
- (8) 見積書（1部）【任意様式】
- (9) 事業者グループ協定書【任意様式】 ※事業者グループで提案する場合のみ
※事業者グループで提案する場合、(2)～(6)はグループ内の全ての事業者分

7 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 企画提案書【様式5】を使用し、プロポーザル参加表明書の提出者と同じ者が作成してください。
- ② 様式5の書式設定に準拠（A4横、日本語：BIZ UDP ゴシック、英数字：BIZ UD ゴシック、12ポイントが基本、最低9ポイント）してください（図表はこの限りではありません）。
- ③ 必要に応じて補助資料（チラシ、パンフレットの実物、HP画像等）の添付は可とします。
- ④ 企画提案書は紙媒体8部（正本1部及び副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。
- ⑤ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。

- ⑥ 提案書のページ数に制限はありませんが、様式に設定されている項目は減らさないでください。
- ⑦ 散逸しないような形で綴ってください。
- ⑧ 企画提案書・正本は、事業者名、システム名を記載して作成してください。
企画提案書・副本は事業者名等特定できるような固有名詞を用いないよう作成してください。（例：事業者名を弊社や A 社表記にする、システム名を弊社システムにする等）事業者名等が特定できると判断した場合は修正を依頼させていただきます。

（２） 記載項目

- ① 協賛金を募る新しいビジネスモデルによる移動サービス（AI オンデマンド交通）を、官民共創による社会全体の力で構築することを目的とする趣旨に基づいた有効な提案を求めている、「仕様書」4 実証運行の概要、5 業務内容を満たす内容とするとともに、別紙 1、審査基準の評価項目・評価内容を参考に作成してください。
- ② 様式について、枠のサイズの変更や収まりきらない場合にページを分けるなどの加工は構いませんが、既存の項目（各頁黒枠及び隅付き括弧で示された項目）については確実に記載してください。

8 見積書について

見積書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

（１） 作成方法

- ① 書式は任意としますが、支払いが 2 度に分かれるため、事前準備に要する費用（現年度支払い）と運行開始後に要する費用（業務完了後に支払い）についてそれぞれ税込価格で作成したうえで合計を作成してください。
- ② 運賃・協賛金による推定収入は、運行開始後に要する費用（業務完了後に支払い）に含めてください。

（２） 記載項目

- ① 費目、内容、数量、単位、単価、金額及び必要に応じてその他の欄を設けてください。
- ② 事前準備に要する費用と運行開始後に要する費用の記載項目はそれぞれ③と④のとおりとします。（ ）の項目は仕様書に準じます。なお、費目は必要に応じて細分化して記載していただいても構いませんが、どの業務に該当するかわかるよう記載してください。
- ③ 事前準備に要する費用（現年度支払い）について（上限 4,500,000 円）

（１） 運行計画の作成・許認可申請等業務	（３） AI オンデマンド交通システム設計・構築
（４） コールセンター業務の準備	（５） 広報活動・渉外業務
（６） 会員登録	車載端末準備
車両用マグネット準備	その他必要な項目

- ④ 運行開始後に要する費用（業務完了後に支払い）について（上限 30,500,000 円）

（３） AI オンデマンド交通システム保守・運用	（４） コールセンター業務の運用
（７） 運行業務※車両準備・ドライバー人件費・燃料費・保険料・車検費用・自動車税・その他管理費含む	
（９） 利用促進・事業改善業務・（10） 新たなビジネスモデルの構築・（11） その他の提案に関する業務	
車載端末運用	その他必要な項目
推定収入	

9 質問の受付・回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問票【様式6】に法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、質問受付期限（10月27日(月)17時）までに事務局電子メールあてに提出してください。

電子メールの件名は【質問票】医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務（事業者名）に統一してください。なお、電話・FAX等での質疑応答は行いません。

(2) 回答方法

質問事項及び回答は、質問者に対し電子メールで回答するとともに回答期日にまとめてホームページに掲載します。なお、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがあります。

10 選考

(1) 実施方法等

本市が設置する医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務におけるプロポーザル審査会の審査員が評価者となり、提出された企画提案書等の書類およびプレゼンテーションにより審査を行います。

① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

ア 準備：3分

イ 説明：12分

ウ 質疑応答：10分

② プレゼンテーションは、原則、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。

③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。

④ プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書【様式5】のみとします。

⑤ 企画提案書【様式5】に記載した事項について説明してください。

⑥ パソコン、プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。

⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

⑧ プレゼンテーションの日時は令和7年11月25日(火)です。開始時刻及び会場は各候補者に個別に案内します。

(2) 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務 審査評価基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して評価し、評価点の合計点数が最も高かったものを本委託業務の見積参加予定者とします。評価点の最も高いものが2者以上あるときは、評価項目のうち提案1（事業継続）の評価点の合計点が最も高かったものを本委託業務の見積参加予定者とします。そのうえで提案1（事業継続）の評価点も同じだった場合は、提案2（利用促進）の評価点の合計点が最も高かったものを見積参加予定者とします。

審査評価基準の評価項目を参考に、企画提案書の作成、プレゼンテーションを行ってください。

(3) 要求水準を満たさない場合

以下の場合は、候補者の特定をしません。

① 評価項目のうち提案1（事業継続）及び提案2（利用促進）の審査員の評価点の合計が105点（350点満点）を下回った場合

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

12 結果の通知及び公表

審査結果は、電子メール及び静岡市ホームページにより通知します。ただし、採点内容等については非公表とし、結果のみを通知するものとします。なお、審査内容についての問い合わせ及び選考結果に対する異議の申し立ては一切受け付けません。

13 契約手続き等

審査結果の通知後、候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。

14 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

15 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館7階）

静岡市都市局都市計画部交通政策課 次世代交通推進係 担当者：高橋 望月

電 話：054-221-1105

メール：kotsu@city.shizuoka.lg.jp

医療福祉 AI オンデマンド地域交通実証業務 審査評価基準

評価項目		評価内容	配点
実施体制 (15 点)	1 業務履行体制・ 安全性確保・ 緊急時対応	・業務履行にかかる人員体制や連絡体制が十分であるか。 ・AI オンデマンド交通に精通した専門知識を有する従事者が配置されているか。 ・乗務員の管理体制や緊急時（事故及び災害等）の体制はどうか。	5 点
	2 利用状況の把握・ 分析	・利用実績の把握や分析ができる体制となっているか。（運用データの蓄積・分析が可能で、運行実績の検証や運行計画の見直しに利用できるものであるか。）	5 点
	3 業務実績	・運行期間が半年以上の AI オンデマンド交通の事業実績があるか（運行業務のみは除く）	5 点
システム (15 点)	4 特徴・仕様	・仕様書に記載の機能を十分に満たしているか。 ・利用者の状況や需要に応じたシステム構築が可能か。（停留所の追加対応や運行の効率化等）	10 点
	5 導入実績	・他都市での実装または半年以上の導入実績はあるか。	5 点
提案 1 事業継続 (40 点)	6 収支向上	・収支向上につながる具体的な提案がなされているか。（運賃、協賛金体系等） ・提案について実現可能性を感じられる十分な説明が記載されているか。	10 点
	7 協賛金	・協賛金確保に向けた具体的な提案がなされているか。 ・協賛金を確保できる体制となっているか。	10 点
	8 分析・改善	・業務の評価分析の方法、改善策の整理について具体的な提案がなされているか。	10 点
	9 ビジネスモデルの 構築	・持続可能な運行となるための新たなビジネスモデル構築に向けた検討事項・内容・方法の整理がなされているか。	10 点
提案 2 利用促進 (30 点)	10 医療福祉施設等 へのアクセス性	・高齢者の視点に立った停留所の配置案など、医療福祉施設等へのアクセス性向上に向けた具体的な提案がなされているか。	5 点
	11 利用促進	・利用促進に向けた具体的な提案がなされているか。 ・利用促進を行える体制となっているか。	5 点
	12 利便性 (予約・決済)	・予約方法・決済方法が利用者にとって利用しやすい仕組みとなっているか。	5 点
	13 提案内容	・本市の公共交通を取り巻く現状について十分に理解するとともに、地域の実情に合った業務提案がなされているか。 ・市や地域と共創して主体的に取り組む姿勢があるか。 ・乗合率を高め、運行効率化に寄与する具体的な提案がなされているか。	5 点

評価項目		評価内容	配点
提案 2 利用促進 (30 点)	14 マネジメント・スケジュール	・令和 8 年 4 月 1 日の運行開始に向けたスケジュール管理体制等の全体マネジメントはどうか。 ・実施スケジュールが妥当かつ具体的なものであり柔軟な調整が可能なものであるか。	5 点
	15 独自提案事項	・独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	5 点
合 計			100 点